

9月28日の協議を踏まえた仮置き条文

【分かりやすい議会運営】

(議長の活動原則)

第〇条 議長は、議会を代表し、公正な職務の執行に努めるとともに、民主的かつ活発な議論が行われるよう議会を運営するものとする。

2 議会は、議長の選出に当たり所信の表明を求めるものとする。

3 前2項の規定は、副議長においても同様とする。